

令和6年度 阿賀野市立京ヶ瀬中学校 いじめ防止基本方針（概要版）

令和6年4月1日
阿賀野市立京ヶ瀬中学校

本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」）、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「条例」）、阿賀野市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進するため、「阿賀野市立京ヶ瀬中学校いじめ防止基本方針」として策定する。

いじめに対する基本的な考え方

いじめの定義（「法第2条」）

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの

いじめ類似行為

当該生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。（「条例」第2—2）

基本理念

いじめは、いじめ等を受けた生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向けて学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組まなければならない。「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ことを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、「いじめは絶対に許されない」意識を醸成するとともに、早期発見、即時対応に努め、いじめを認知した場合には深刻化させないように、迅速かつ適切に対処する。

いじめ防止のための取組

未然防止、早期発見、即時対応のための取組

- ・「いじめを絶対に許さない」意識の醸成を、学校教育全体を通じて高めます。
- ・自分の意見を述べ、間違いや失敗を恐れずに挑戦できる教室の雰囲気醸成します。
- ・学校の教育全体を通じて道徳教育に取り組むこと、特別活動や振り返りで生徒の成就感や自己有用感を高めます。
- ・「いじめ見逃しゼロスクール集会」「人権強調週間」の取組の充実、情報モラル教育を推進します。

早期発見のための具体的取組

- ・定期的なアンケートを実施します。アンケート結果に基づき適切に対応します。
（例）生活アンケート、教育相談アンケート、Q-U等
- ・教育相談やいじめの相談窓口を整備します。スクールカウンセラー（以下 SC）、市教育センター臨床心理士（以下、市 SSW）、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）等との具体的な連携を図ります。

教職員の資質向上と保護者、地域との連携

- ・いじめの防止等のための研修を計画的に行います。
- ・生徒指導部会や運営委員会などの諸会議で生徒指導に関する情報交換を行います。
- ・「いじめ防止対策委員会」を設置します
- ・ホームページ、学校だより等を通じて学校の状況や取組をお知らせします。
- ・「地域と学校の連携を推進する会」やPTAの会合の中でも学校の取組をお知らせします。

※「いじめ対策委員会」の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、学年主任、養護教諭、その他必要に応じて教務主任や学級担任、市教育委員会、関係機関の職員を追加する。

いじめを発見したときの対応

学校でいじめを発見した。いじめの通報を受けた。いじめに係る相談を受けた。いじめと思われる疑わしい行為を発見した。

直ちに校内いじめ防止対策委員会に報告します。

「いじめ防止対策委員会」の開催

- ・対応方針を決定します。
- ・市教育委員会に報告します。
- ・重大事態かどうか判断します。

被害を訴えた生徒からの聞き取り

- ・いじめをやめさせ、身の安全を確保して事実を確認します。
- ・状況に応じて別室を用意するなどの対応をします。

加害と思われる生徒からの聞き取り

- ・いじめをやめさせ、事実を確認します。
- ・自分がした行動について振り返らせます。

被害を訴えた保護者への連絡

- ・生徒への対応当日に家庭訪問し、事実を説明し、見守りを依頼します。
- ・学校の対応を説明します。

加害と思われる保護者への連絡

- ・正確な事実を説明し、学校の指導に協力を依頼します。
- ・来校いただく場合もあります。

関係生徒（観衆や傍観者）からの聞き取り

- ・プライバシーに配慮して事実を聞き取ります。

関係生徒の保護者への連絡

- ・事実を説明し、学校の指導に協力を依頼します。

- 全教職員で当該生徒を継続的に見守ります。
- 当該生徒のプライバシーに配慮しながら、他の生徒への指導を行います。他の保護者へも学校の指導について協力を依頼します。
- 市教育委員会や関係機関とも連携します。特に児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめなど、犯罪行為に相当しうる判断される場合は、学校として直ちに警察への相談・通報を行います。
- 再発防止のための対策を徹底して行います。
- いじめの解消の判断をします。

※いじめの解消とは、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめの重大事態について

重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・速やかにその概要を市教育委員会に報告します。
- ・重大事態に係る事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に調査し、明確にする調査を行います。その結果を当該生徒とその保護者に説明した上で、市教育委員会に報告します。指導を受けて適切に対応します。
- ・最終的には県教育委員会を通じて文科省に報告します。